2. 合理的配慮にかかわる意見書・診断書の例

・感覚過敏の場合

聴覚過敏があり、苦手な音があります. たとえば花火や運動会のピストルの音などですが、それ以外にも雑音などで気持ちが落ち着かなくなることもあります. 適宜イヤーマフなどの使用を許可していただくほか、とても疲れた様子になったときには静かな別室で | 時間程度休ませてください.

発達性協調運動障害の場合

姿勢保持の苦手さがあり、それは気持ちの持ち方ややる気の問題ではなく、体幹機能の弱さによるものです(座れるけれども座り続けることは苦手)、トレーニングは行っていきますが、本人のなまけではないので、姿勢の乱れについての叱責などは避けていただければ幸いです。姿勢保持用具の使用や椅子の代わりにバランスボールを用いることもあります。

発達性読み書き障害(I)

読みについてはトレーニングによりかなり改善してきましたが、最近では書きの苦手さが目立っています。知的には問題はなく、授業中のiPad、デジタル用ペンシル、板書の撮影などICT機器の使用、書きについても極力ICT機器の使用(音声入力を含む)やデジタル教科書の使用をお願いできればと思います。

・発達性読み書き障害(2)

話す,聞くという音声言語には問題なく,知的な遅れもありませんが,読み書きの苦手さがあります.6「読み書きについての学校へのお願い」をご覧いただき,板書の撮影をはじめとしたICT機器の使用,デジタル教科書による読み上げなど,読みの負担を減らしていただければと思います.読みの苦手さがあれば程度の差はあれ書きの苦手さもありますので,同様に配慮していただければと思います.

・偏食による給食への配慮

感覚過敏やこだわりによる偏食があり、これまでも対応してきましたがまだまだ食べられないものも多い現状です.無理に食べさせようとすると嘔吐したり、腹痛が起きたりすることもあります.少しずつ食べられるものを増やしたいとは考えていますが、まずは生活空間としての学校(園)が楽しい場所であると本人が感じることが大切で、当分は弁当持参などを許可していただければと思います.